

建設関連産業廃棄物再資源化連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、建設関連産業廃棄物再資源化連絡協議会（略称を「建産廃ゼロ協」と称する。）（以下「本会」と云う。）とする。

(目 的)

第2条 会員の建設関連産業廃棄物リサイクル技術について、情報の交換、公開、広報等の活動及び試験研究を行うことにより、「地球、人間にやさしい循環型社会」の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、建設関連産業廃棄物の再利用技術及び商品に関する情報交換
- 2、建設関連産業廃棄物の再利用技術及び商品に関する広報
- 3、建設関連産業廃棄物の再利用技術及び商品に関して、国等の機関、各種団体及び民間企業に対する市場創造運動
- 4、建設関連産業廃棄物の再利用技術及び商品に関する試験研究
- 5、その他、目的達成のため必要となる事業

第2章 会員及び組織

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1、正会員
- 2、賛助会員

(会員の資格)

第5条 会員は、下記の資格を有する団体及び企業とする。

- 1、正会員は、第2条の目的に賛同し、積極的に参加し得る団体及び企業とする。
- 2、賛助会員は、本会の運営に協力する企業であって、本会で扱う商品の販売支援及び販売・施工を行う企業とする。

(入 会)

第6条 本会へ入会を希望する者は、入会届に正会員一名の推薦を得て申し込みするものとし、理事会の承認を経て会員となることができる。

(退 会)

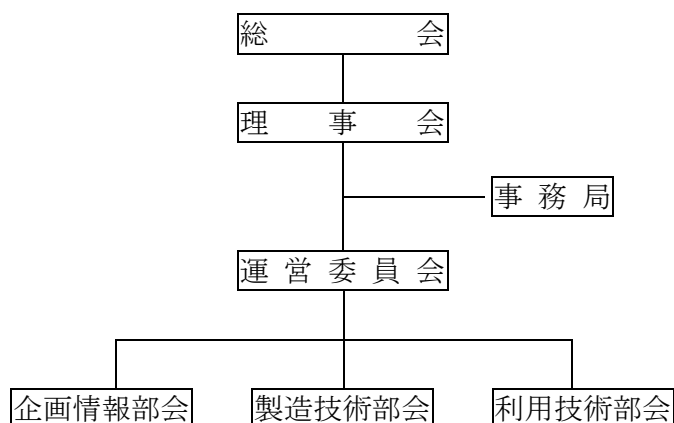
第7条 会員は、理事会へ退会届を提出して任意に退会することができる。
二、本会の名誉を著しく損なった場合、理事会が決議し、推薦会員を通じて退会を促すものとする。

(組 織)

第8条 本会に次の役員、委員長及び部会長を置く。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
理 事	3 名から10 名以内
監 事	1 名
委 員 長	1 名
部 会 長	3 名

二、本会の組織は、次の構成とする。



(役員等の選任)

第9条 理事及び監事は、正会員の中より総会に於いて選任する。

二、会長及び副会長は、理事の中から互選により選出され、会務を統括し、本会を代表する。

三、委員長及び部会長は、正会員に所属する者のうちから理事会で選任する。

(役員任期)

第10条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

二、理事に欠員が生じ補選された場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 総会、理事会、運営委員会及び部会

(総 会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は、年1回会長が招集し、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は、会員の過半数の請求があったときに開催する。

(総会の成立及び決議)

第12条 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）を以って成立するものとし、総会の決議は出席会員の過半数を以って決議され、可否同数のときは、会長がこれを決定する。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議議決する。

- 1、会則の改廃
- 2、事業計画及び予算の設定
- 3、事業報告及び決算の承認
- 4、役員を選任
- 5、その他必要と認めた事項

(理事会)

第14条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、理事の過半数（委任状を含む。）の出席を以って成立する。

(理事会の業務)

第15条 理事会は、総会議決事項及びその他必要な事項を執行する。

(議長)

第16条 総会及び理事会の議長は、会長若しくは副会長がつとめる。

(運営委員会及び部会)

第17条 運営委員会は、理事会の総括諮問機関として本会の運営を行う。

二、部会は、専門的事項について執行する。

三、運営委員会及び部会は、必要に応じて開催することができる。また、必要に応じて運営委員会及び部会を会長が招集できる。

第4章 会 計

(運営費)

第18条 本会運営のため必要となる費用は、会費及び寄付金を以って運用する。

(会 費)

第19条 会費は、年会費及び特別会費とする。特別会費は、定期総会において必要に応じて金額を決定するものとする。会員は、会費として下記の金額を納入するものとする。

	年会費	特別会費
正会員（団体）	3万円	決定額
正会員（企業）	1万円	決定額
賛助会員	2万円	—

(会計年度)

第20条 会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第5章 雑 則

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

第22条 他の団体及び組織に参加する場合は、理事会の承認事項とする。

付 則

1. この会則は、平成10年8月5日から施行する。

付 則

1. この会則は、平成12年6月7日から施行する。
(改訂箇所は、第4条、第5条、第6条、第9条、第18条及び第19条)

付 則

1. この会則は、平成21年6月4日から施行する。
(改訂箇所は、第19条)

付 則

1. この会則は、平成22年6月21日から施行する。
(改訂箇所は、第8条及び第9条)